

令和4年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第5日目（令和4年3月16日）

---

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番山崎瑞紀さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、条例・予算等審査特別委員会委員長より報告1件、能登議員ほかからの意見書案4件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は、全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第3 報告第3号議案第3号歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号特別支援学校就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号歌志内市奨学金貸付条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第8号歌志内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号令和4年度歌志内市一般会計予算、議案第15号令和4年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第16号令和4年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第17号令和4年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号令和4年度歌志内市病院事業会計予算、以上、令和4年3月8日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

**○条例・予算等審査特別委員会委員長（本田加津子君）** 一登壇一

報告第3号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第3号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第5号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第6号特別支援学校就学援助に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第7号歌志内市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第8号歌志内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第14号令和4年度歌志内市一般会計予算。

議案第15号令和4年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第16号令和4年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第17号令和4年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第18号令和4年度歌志内市病院事業会計予算。（令和4年3月8日付託）

2、審査の経過。

3月14日、15日の2日間、本特別委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

**○議長（川野敏夫君）** これより、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の10件について、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川野敏夫君）** 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の10件について、一括採決をいたします。

この件に対する条例・予算等審査特別委員会委員長の報告は、いずれも可決すべきものであります。

本件は、条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の10件は、いずれも条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

### 意見書案第1号から意見書案第2号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案1号から、日程第5 意見書案第2号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 意見書案第1号介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）、意見書案第2号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

介護職員の処遇改善に関する手続き  
の簡素化と対象職種の拡大を求める  
意見書（案）

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエssenシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事務所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

記

(1) 臨時の報酬改定(令和4年10月以降)において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。

(2) 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

(3) 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

厚生労働大臣。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書(案)

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取り組みを求める。

記

(1) すべての子どもたちの学びの継続のために

すべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

(2) 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、

すべての住民が「かかりつけ医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。

(3) 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

(4) 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護および看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

(5) 地域住民の安全で安心な移動のために

政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所で開催してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

地方創生担当大臣、デジタル大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣。

○議長（川野敏夫君） 意見書案第1号介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種拡大を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第2号について、起立により採決をいたします。  
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第3号から意見書案第4号

○議長(川野敏夫君) 日程第6 意見書案3号から、日程第7 意見書案第4号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 意見書案第3号ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書(案)、意見書案第4号「水田活用の直接交付金見直し」の再検討を求める意見書(案)。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

#### ケア労働者の大幅賃上げと職員配置 基準の見直しを求める意見書(案)

医療、介護、障害福祉、保育など、公定価格で規定されるケア労働者等の強い要望に押された政府は賃金引き上げを行います。保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に「収入を3%程度(月額9,000円)」、看護師はコロナ対応者に限定して「収入を1%程度(月額4,000円)」の引き上げを2月から9月の期間で実施するものです。介護士や保育士の賃金は、全産業平均からみても月6万円～7万円も低く、看護師は夜勤手当を含めて算出しており、実態を反映していません。10月以降は、「診療報酬、介護報酬等において」引き上げを実施するとしています。

ケア労働者は、コロナ禍のなかで自らの健康と生活をなげうって、国民の命と暮らしを守るために厳しい環境のなかで必死に奮闘しています。しかし、「使命感・責任感」だけでは支えきれなくなり、退職者が続出し、深刻な事態に陥っている職場もあります。現場からは「生活改善にならない」「職場に分断を持ち込むもの」との声が上がっています。いずれの職場でも様々な専門職や事務、現業職の労働者がチームとなって仕事をしています。パート雇用者など非正規労働者を含めて、同じ職場に働くすべての労働者の賃金引き上げがなければ、労働者間の分断を招き、仕事の質やチームワークに大きな悪影響を与えることになります。職種やコロナ対応者などに限定せずに、すべての労働者の賃金引き上げが求められます。女性労働者が多いだけに、ジェンダー平等実現にとっても重要です。

また、ケア職場の共通する願いは、人手不足の解消です。低すぎる職員配置基準の改善、医

師、看護師、保健師の大幅増員によるコロナ感染の再拡大への備え、新たな感染症への備えが欠かせません。政府が提唱する機動的対応では、十分にカバーできないことは明らかです。また、医療、介護、福祉の職場では、1人夜勤・長時間労働がいまも続いています。患者や利用者十分なケアが行えないばかりか、安全が担保できない不安が常に付きまとう状態です。

よって、国においては、ケア職場で働くすべての労働者の賃金を全産業平均並みまで大幅に引き上げると同時に、職員配置基準を抜本的に見直し、職員が安心して働き続けられるように改善することを強く求めます。

また、10月以降について、サービス利用者の新たな負担増にならないように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「水田活用の直接交付金見直し」の  
再検討を求める意見書(案)

政府・与党が昨年11月30日に決定した、水田活用の直接交付金の見直し内容は、これまで水田転作に協力してきた北海道の稲作農家にとっては死活問題となりかねません。

北海道の水田は、食料確保のために、国策事業として開田してきたものであり、転作している水田においても用水は使用していなくても水利費や事後償還金を賦課金という形で土地改良区に支払ってきました。また、戦略作物や飼料作物生産拡大の一環として、作付けしてきた経過があります。

今回の見直しによって、2022年以降、5年間水張りをしなかった水田は、水田交付金の対象から除外され、牧草は2022年度から1万円の減額となります。

5年の設定は、全面転作や条件不利地域などでは、水田に復帰させることも、機械や施設を確保する上でも困難であることから、交付金の削減となり、農業経営は重大な影響を受けることとなります。また、仮に水を張ろうとしても、ブロックごとに5年間のローテーションをくまなければならず、転作地に水稻を作付けした場合、食味で消費者の反感を受けかねません。

5年後に北海道農業公社から農地を購入することになっている農家からは「水田交付金がない農地を引き取ることは無理だ」「水田の価格と畑では、そもそも農地価格に大きな開きがある」という声も上がっています。場合によっては、北海道農業公社が買い入れて、購入を前提に農業者に貸している農地が買い取り拒否という事態に直面する可能性もあります。土地改良区が徴収している賦課金や脱退金にも大きな影響を及ぼし、運営に支障を来す事態にもなりかねません。

いま、北海道の稲作経営は、米価下落で深刻な事態で、さらなる転作が余儀なくされています。このような状況下で、6年後には水田交付金を受け取れない可能性が高まることは、離農に拍車がかかりかねません。

ついては、長期的なスパンで見直し、地域の実態が反映されるような内容にするよう、再検討を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月16日

## 北海道歌志内市議会

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

○議長（川野敏夫君） 意見書案第3号ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号「水田活用の直接交付金見直し」の再検討を求める意見書（案）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第4号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

### 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。  
以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。  
これをもちまして、令和4年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

（午前10時14分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    崎    瑞    紀

署名議員      女    鹿            聡